



みんなで取り組む
千葉の教育

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 第3次県立特別支援学校整備計画

一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進



令和4年3月

千葉県教育委員会

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画

基本的な考え方

一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- ◇ 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- ◇ 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- ◇ 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育の実現を目指します。
- ◇ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互理解を深める教育の実現を目指します。

<第2次計画の成果>

- ・パラスポーツを通じた交流、共同学習による障害者理解の促進
- ・特別支援教育支援員の配置による学校生活の充実

<これからの課題>

- ・ICT環境を整え、ICTを活用した教育実践についての研究が必要
- ・医療的ケアに関わる看護師の専門性の維持、向上を図ることが必要

【5つの重点項目と具体的な取組】

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

- 県相談機関における教育相談の充実
- 適切な合理的配慮の提供
- 学びの連続性を重視した教育課程の改善
- 交流及び共同学習の充実
- 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供
- 医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上

II 特別支援学校の整備と機能の充実

- 設置基準への対応
- 学校施設の防災機能の強化
- 県立特別支援学校の計画的な整備
- 特別支援学校における教育機能の充実

III ICTの利活用による教育の質の向上

- ICTを利活用した学習活動の充実
- 教職員のICT活用指導力の向上
- 各家庭に対するICTの活用推進
- ICTを活用した関係機関とのネットワーク構築

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 職業教育を充実させるための委嘱講師の活用
- 卒業後の支援の移行システム構築
- スポーツ・文化芸術活動を通じた交流による理解の普及啓発
- 県教育委員会内の相談体制の構築
- 社会教育施設における学びの場と機会の充実

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 県教育委員会が実施する研修講座の受講促進
- 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入
- 学校間を超えた教員の交流による専門性向上
- 学校管理職に対する研修の充実

ICTの利活用による教育の質の向上



特別支援教育におけるICT利活用の視点

視点1 教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために、ICTを利活用する視点

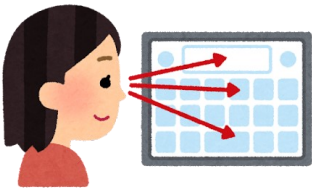
視点2 障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを利活用する視点

個別最適化した学びを実現するための
ICT活用による指導の充実

ICTの利活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現

Web会議システムを活用した遠隔教育の推進

ICTを利活用した学習活動の充実



基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるようにICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れます。



医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアの実施ができるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実を努めていきます。

医療的ケア児の
通学について

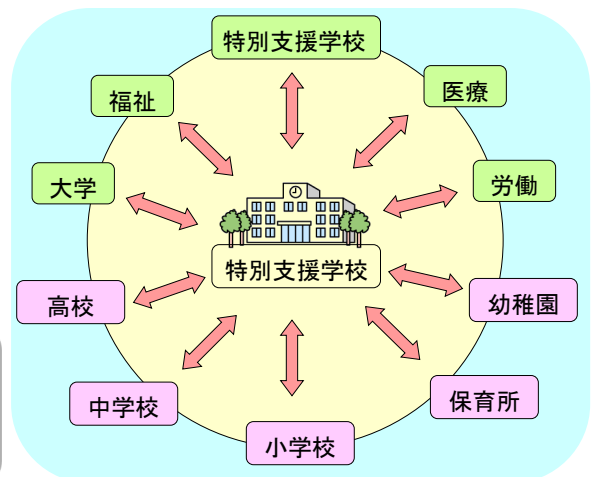
医療的ケア看護
職員の認知向上

教員及び医療的ケア看護
職員の専門性の維持・向上

医療的ケア児の理解促進及び
医療的ケア実施体制の構築



医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等すべての学校に在籍する医療的ケア児の受け入れに必要な体制整備を行っていきます。



第3次県立特別支援学校整備計画

目的

県立特別支援学校の過密状況は依然続いており、引き続き対応していく必要があります。県立特別支援学校の児童生徒数は令和8年度をピークに増加することが見込まれ、国の「特別支援学校設置基準」を踏まえた計画的な整備も必要であることから、県特別支援教育推進基本計画の具体計画として策定します。計画期間は令和13年度までの10年間です。

取組

特別支援学校設置基準を踏まえ、既存校も含め、各学校の状況に応じて個別に対応を検討して、教育環境の改善に努めます。計画期間の前半5年間は、「1 現在の過密状況への対応」を優先して取り組みます。

1

現在の過密状況への対応

■現状

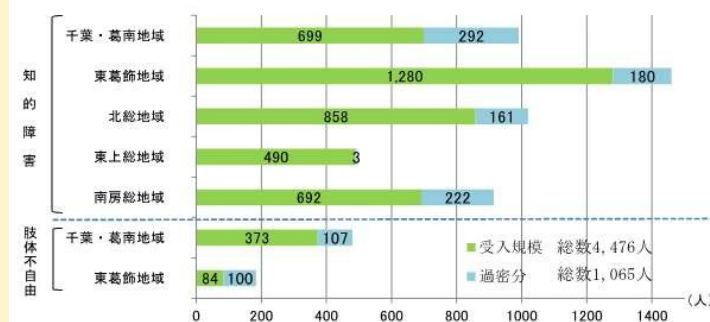
普通教室の不足により、一つの普通教室を複数の学級で合同使用したり、特別教室を普通教室に転用したりしています。教材を保管したり補助具等を用いたりするためのスペースも著しく不足しています。

■対応

知的・肢体不自由特別支援学校の過密状況(1,065人)を解消するため、学校の新設及び既存校舎への増築等を行います。

県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況

(令和3年5月1日現在)



2

今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応

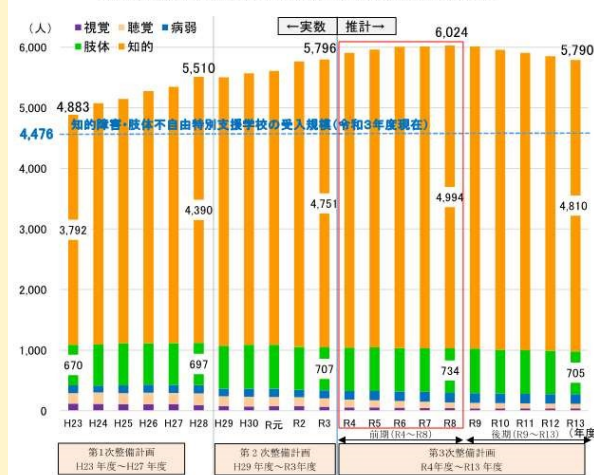
■現状

推計では令和8年度まで増加が続き、その後減少しますが、令和13年度に見込まれる児童生徒数は、令和3年度とほぼ同数の在籍者が見込まれます。人口流入地域では、今後も児童生徒数の増減を注視していく必要があります。

■対応

知的障害及び肢体不自由特別支援学校で見込まれる、今後10年間の児童生徒の増加見込みに対応するため、学校の新設、校舎の増築等の対応を検討し、教育環境の改善に努めます。

県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移と今後の推計



手法

設置基準の趣旨に合致することを前提とし、**新設校等**の設置(既存校への併設型を含む)、**既存校舎の増築**等に対応します。

■前期計画で過密状況への対応を検討する特別支援学校

千葉特別支援学校(知的障害)、八千代特別支援学校(知的障害)、市川特別支援学校(知的障害)、船橋特別支援学校(肢体不自由)、松戸特別支援学校(肢体不自由)、印旛特別支援学校(知的障害)、君津特別支援学校(知的障害)

○状況により過密状況の解消に向けた対応が必要となった場合には、あらかじめ計画した対応時期にかかわらず、早急に対応を検討します。

○計画後期の具体的な対応については、計画中間年となる令和8年度に児童生徒数の状況を踏まえ、中間評価を行った上で検討します。